

垂井町耐震改修促進計画

平成20年3月 策定

平成24年4月 改訂

目 次

はじめに	
1 計画策定の経緯と地震防災における位置づけ	----- 1
2 岐阜県震災対策検証委員会の提言と計画改訂の方針	----- 1
第1 想定される地震の規模、想定される被害状況	
1 想定される地震の規模	----- 2
2 人的被害の想定	----- 2
3 建物被害の想定	----- 3
第2 建築物の耐震化に係る目標	
1 建築物の耐震化の現状	----- 4
(1) 住宅の耐震化の現状	
(2) 特定建築物の耐震化の現状	
2 建築物の耐震化の目標	----- 9
3 公共施設・防災拠点施設等の耐震化の現状・目標	----- 10
(1) 町有施設における耐震化	
(2) その他公共施設における耐震化	
第3 建築物の耐震化の促進に係る基本的な方針	
1 耐震化の課題	----- 11
2 役割分担の考え方	----- 11
(1) 町民・事業者の役割	
(2) 町・県の役割	
3 実施する事業の方針	----- 12
(1) 事業の考え方	
(2) 実施する事業	
4 重点的に耐震化を図る地域・建築物等の考え方	----- 12
(1) 重点的に耐震化を図る地域	
(2) 重点的に耐震化を図る建築物	
5 「命」を守るための多様な取組の推進	----- 13
第4 建築物の耐震化を促進する施策	
1 安心して耐震化が行える環境整備	----- 14
(1) 岐阜県建築物等耐震化促進事業	
(2) その他の補助事業	
(3) 自治会等との連携	
2 耐震化に関する啓発及び知識の普及	----- 16
(1) 相談体制の整備	
(2) 情報提供の充実	
3 地震時の建築物の総合的な安全対策	----- 19
(1) 地震時の建築物の総合的な安全対策	
(2) 地震に伴うがけ崩れ等による建築物の被害の軽減対策	
第5 指導・勧告又は命令等に関する事項	
1 所管行政庁との連携	----- 20
第6 建築物の耐震化の推進に関する事項	
1 計画の推進体制	----- 20

はじめに

1 計画策定の経緯と地震防災における位置づけ

本計画は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「耐促法」という。）第5条の規定に基づき、垂井町内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、平成19年度から27年度までの9年間の計画期間とする「垂井町耐震改修促進計画」を平成20年3月に策定した。

当町における地震防災については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。）第42条の規定による「垂井町地域防災計画」に基づき、その対策が進められており、「地震に強いまちづくり」の一環として、「垂井町耐震改修促進計画」を推進していく。

2 岐阜県震災対策検証委員会の提言と計画改訂の方針

平成23年3月11日に発生した「東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）」では、現行基準に適合する建築物での揺れによる大きな被害がさほど見られず、これまでに発生した地震による経験を生かした建築物の地震対策が有効であったと考えられるとともに、これまで以上に耐震化の推進が重要な課題であることが認識された。

岐阜県では、東日本大震災により明らかになった震災対策の現状と課題を洗い出し、県内で大規模震災が発生した場合に教訓とすべき事項を検証することを目的に、県内外の各界有識者から成る「岐阜県震災対策検証委員会」を組織し、専門性の高い項目の検討については分科会が設置され、防災体制・防災対策の総点検が行われるとともに、建築物の耐震化においても「耐震化分科会」が設置されるなど大規模震災に関する検証・検討が行われた。

耐震化分科会では、これまでの取組みには一定の評価を与えつつ、建築物の更なる耐震化促進に向けた取組の強化や、耐震化を最終目標とした「命を守るための多様な取組みの推進」などについて検討が行われ、平成23年7月31日にとりまとめられた「岐阜県震災対策検証委員会報告書」において、建築物の耐震化に関し、以下の7項目の提言がなされた。

岐阜県震災対策検証委員会からの提言項目（建築物の耐震化に関する項目のみ抜粋）

- ①防災拠点施設等の耐震化【市町村・建物所有者】
- ②緊急輸送道路沿道の特定建築物への取組みの強化【市町村・建築関係団体】
- ③耐震化の普及啓発における内容の充実と手法の見直し【市町村・建築関係団体】
- ④耐震化に関する補助制度の見直し【市町村】
- ⑤不特定多数が利用する民間特定建築物への取組みの強化【市町村・建築関係団体】
- ⑥宅地被害の周知【市町村・建築関係団体】
- ⑦「命」を守るための多様な取組みの推進【市町村】

【 】は特に連携を図るべき事業主体

本計画は、上記の岐阜県震災対策検証委員会からの提言を踏まえ、当町の建築物の更なる耐震化促進のため、所要の見直しを行ったものである。

第1 想定される地震の規模、想定される被害状況

以下の被害想定は、平成16年度に岐阜県が作成した「岐阜県東海地震等被害対応シナリオ」に基づくものであり、今後、岐阜県震災対策検証委員会からの提言に基づき、東海・東南海・南海の3連動地震を想定した見直しを行うことが予定されている。

1 想定される地震の規模

岐阜県は、全国的にみても活断層の分布密度がかなり高く、大小あわせて約100本もの活断層が存在し有史以来地震による被害を多く受けてきた。特に1891年に発生した濃尾地震は日本の内陸部で発生した最大級の地震（マグニチュード8.0）であり、県内だけでも5,000人近い死者を出すという甚大な被害を受けた。そして今、東海地震や東南海・南海地震の発生の危険性が高まっている。

県が平成16年度に作成した「岐阜県東海地震等被害対応シナリオ」では、平成15年度に実施した「岐阜県東海地震等被害想定調査」及び平成9年度に実施した「岐阜県地震被害想定調査」を踏まえ、表1-1のとおり県内において特に大きな被害をもたらすと見られる複合型東海地震及び主要な4つの活断層による内陸直下型地震（阿寺断層系地震、跡津川断層地震、関ヶ原-養老断層系地震、高山・大原断層帯地震）を想定したものとなっている。

複合型東海地震については、東海地震と東南海地震が連動して発生した場合を想定しており、当町においては最大震度5強の揺れとなり、一部地域において液状化が発生すると予測している。

また、4つの内陸直下型地震については、震度5弱から震度6強の揺れとなり、特に揺れが大きいと想定される地震は、関ヶ原-養老断層系地震であると予測している。

表1-1 想定される地震の規模

想定地震／地震の規模	マグニチュード	最大地震	PL値（液状化指数）※
複合型東海地震	8.3	5.27（震度5強）	21.41
阿寺断層系地震	7.5	4.91（震度5弱）	4.55
跡津川断層地震	7.4	5.13（震度5強）	9.97
関ヶ原-養老断層系地震	7.3	6.25（震度6強）	60.83
高山・大原断層帯	7.2	4.96（震度5弱）	6.79

※PL値（液状化指数） PL値>15：液状化の可能性が大 5<PL値≤15：液状化の可能性が中

2 人的被害の想定

想定地震における被害想定は、表1-2のとおりである。地震発生時間を冬の平日午後6時（火気器具の使用率が高く、乾燥・強風のため出火・延焼被害が大きくなる。）と、冬の平日午前3時（建物内人口が最も多く、建物倒壊による人的被害が大きくなる。）を想定しているが、ここでは最も人的被害の大きい冬の平日午前3時を記載する。

表 1-2 想定される人的被害

(単位：人)

想定地震	死者数	重傷者数	軽傷者数	要救出者数※	避難者数
複合型東海地震	1	5	110	1	72
阿寺断層系地震	0	2	33	0	12
跡津川断層地震	0	5	96	0	58
関ヶ原一養老断層系地震	189	194	3,670	451	14,060
高山・大原断層帯地帯	0	2	33	0	12

※要救出者数：倒壊した建物内に閉じ込められる人数

3 建物被害の想定

想定地震における被害想定では、建物被害は表 1-3 のとおりである。焼失棟数については最も建物被害の大きい冬の平日午後 6 時（火気器具の使用率が高く、乾燥・強風のため出火・延焼被害が大きくなる。）を記載する。

(1) 建物被害

当町において、特に揺れが大きいと想定される関ヶ原一養老断層系地震が発生した場合、3 千棟を超える木造建物が全壊し、半壊も 6 千棟を超えると予測される。

(2) 地震火災

関ヶ原一養老断層系地震が発生した場合、全出火件数が 10 件と予測され、焼失棟数はその 2 倍以上と予測される。

表 1-3 想定される建物被害

(単位：棟)

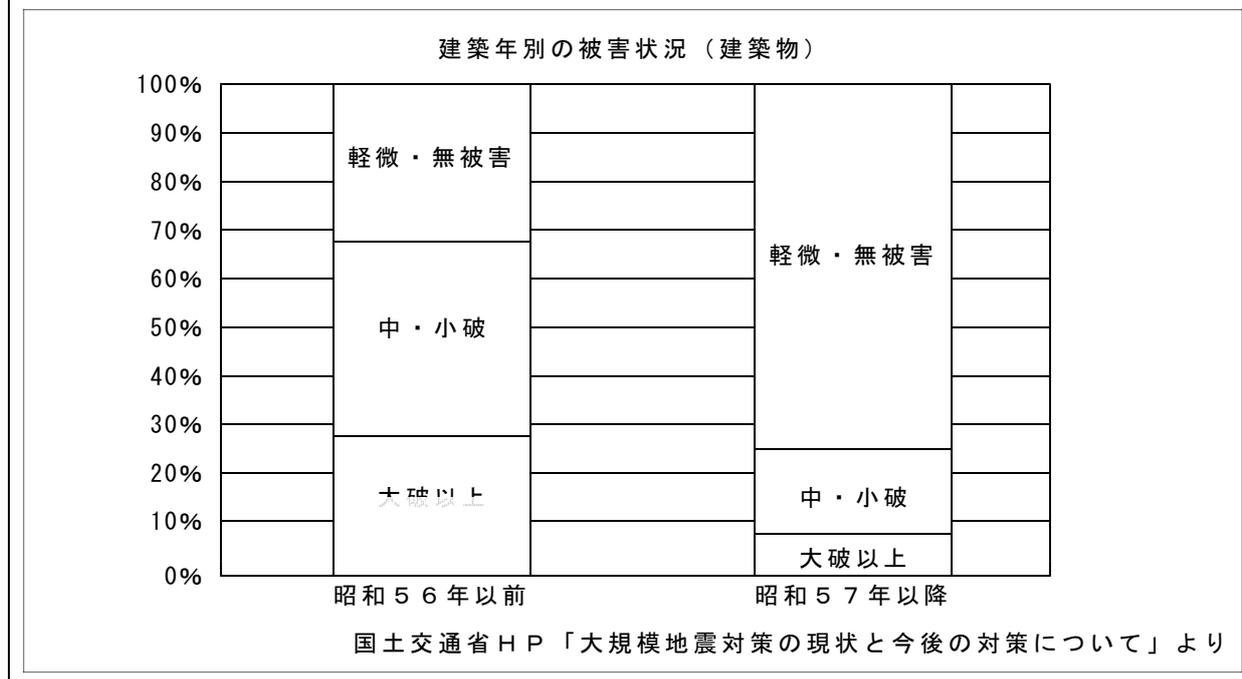
想定地震	建物被害		木造建物（棟数）		非木造建物（棟数）		焼失棟数
	全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊	
複合型東海地震	10	52	0	0	0	0	
阿寺断層系地震	0	10	0	0	0	0	
跡津川断層地震	3	44	0	0	0	0	
関ヶ原一養老断層系地震	3,093	6,370	52	123	23		
高山・大原断層帯地帯	0	10	0	0	0		

第2 建築物の耐震化に係る目標

1 建築物の耐震化の現状

建築基準法の耐震基準に関する改正が昭和56年6月1日から施行され新耐震設計法が導入されたことから、これ以降に建築された建築物を「新基準建築物」、これより前に建築された建築物を「旧基準建築物」という。

平成7年に発生した阪神・淡路大震災においては、旧基準建築物に多くの被害がみられた。特に旧市街地の住宅が比較的密集した地域では、倒壊した住宅が道路を閉塞させ、逃げ遅れや救出の遅れ、火災の拡大を招くなど、住宅による被害が地震被害の影響を拡大させたことが懸念される。



「建築物の耐震化」とは、建築物の地震に対する安全性を確保することであり、「耐震化されている建築物」とは、新基準建築物、耐震診断結果により耐震性を満たす建築物（以下「耐震性を満たしている建築物」という。）及び耐震改修・建て替えにより耐震化した建築物（以下「耐震化した建築物」という。）をいう。

この「耐震化されている建築物」の「建築物の全数」に対する割合を「耐震化率」という。

「耐震改修」とは、地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕若しくは模様替え又は敷地の整備をすることであり、このうち増築、改築を伴わない修繕若しくは模様替えを「耐震補強」という。

「建て替え」とは、耐震性が不十分な建築物を除却し、新築することをいう。

「耐震性が確認されていない建築物」とは旧基準建築物のうち、耐震診断を行っていないもの、耐震診断結果から耐震性が不十分であるもの及び耐震改修が行われていないもののいずれかに該当するものをいう。

(1) 住宅の耐震化の現状

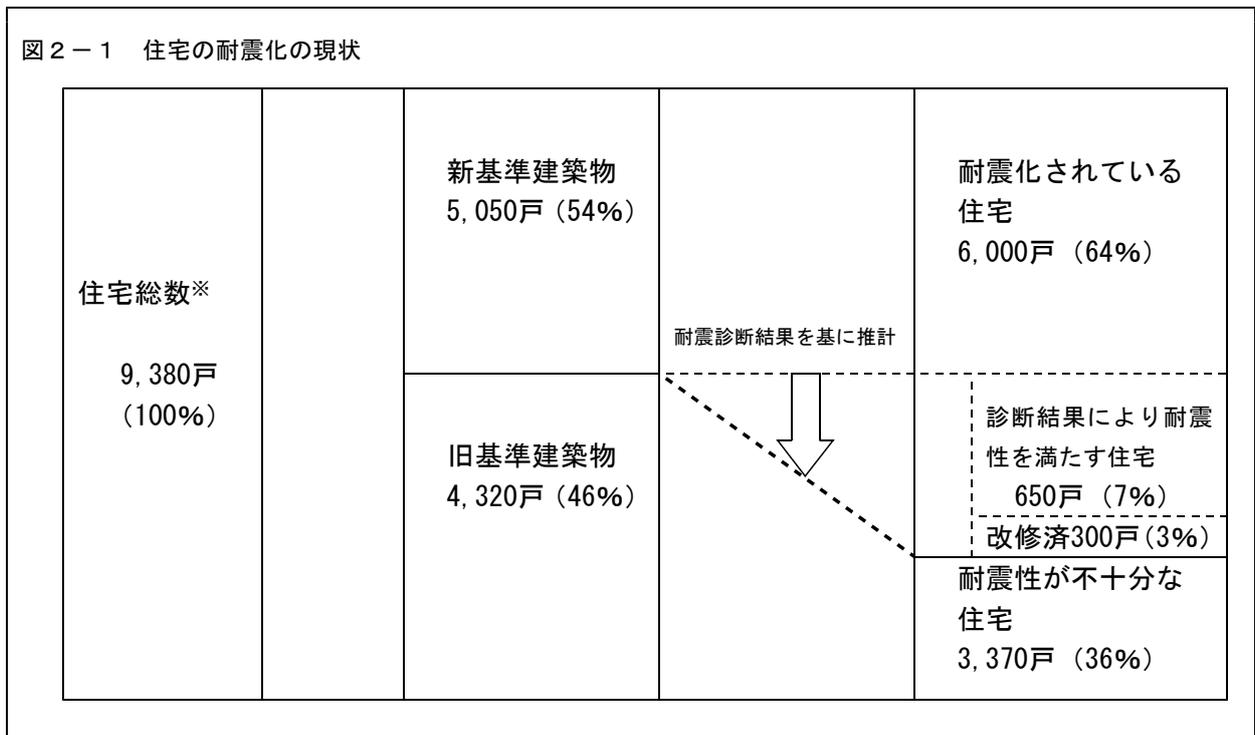
垂井町内の建築年代別住宅数は、平成20年の住宅・土地統計調査（総務省統計局）によると、表2-1のとおりである。（耐震性を満たす建築物及び耐震改修した建築物については、推計による。）

表2-1 建築年代別住宅数

建築の時期	総数	住宅の種類		構造					
		専用住宅	併用住宅	木造	防火木造	鉄筋・鉄骨 コンクリート造	鉄骨造	その他	
旧 基 準	昭和45年以前	2,550	2,450	100	2,310	70	140	30	—
	昭和46年～55年	1,770	1,750	20	1,070	100	570	10	20
	小計	4,320	4,200	120	3,380	170	710	40	20
新 基 準	昭和56年～平成2年	1,920	1,910	20	1,370	280	100	180	—
	平成3年～12年	1,970	1,940	30	820	380	310	440	20
	平成13年～17年	730	730	—	250	320	70	60	20
	平成18年～20年9月	430	430	—	120	190	—	110	—
小計	5,050	5,010	50	2,560	1,170	480	790	40	
合計※	9,380	9,220	160	5,950	1,340	1,190	840	50	
耐震性を満たす建築物	650								
耐震改修した建築物	300								

※ 建築時期不詳を含むため、「合計」欄は一致しない。

「新基準建築物の住宅」については5,050戸（54%）、「旧基準建築物の住宅」のうち「耐震改修を行った住宅」は約300戸（3%）、「耐震診断結果により耐震性を満たす住宅」については約650戸（7%）であることから、垂井町内の住宅総数9,380戸のうち約6,010戸（64%）が「耐震化されている住宅」と推計できる。



※ 建築時期不詳を含むため、「住宅総数」欄は一致しない。

(2) 特定建築物の耐震化の現状

耐促法第6条に定める特定建築物（以下「特定建築物」という。）の用途、規模の要件は、表2-2のとおりである。

なお、特定建築物のうち耐促法第6条第1号に定める学校、体育館、病院、劇場、観覧場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームその他多数の者が利用する建築物を「1号特定建築物」、同条第2号に定める火薬類、石油類その他政令で定める危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を「2号特定建築物」、同条第3号に定める地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある建築物を「3号特定建築物」という。

表 2-2 特定建築物一覧

号	NO	用 途	特定建築物の規模要件
1号	1	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、盲学校、聾学校若しくは養護学校	階数2以上かつ1,000㎡以上
		上記以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上
	2	体育館（一般公共の用に供されるもの）	階数1以上かつ1,000㎡以上
	3	ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	階数3以上かつ1,000㎡以上
	4	病院、診療所	階数3以上かつ1,000㎡以上
	5	劇場、観覧場、映画館、演芸場	階数3以上かつ1,000㎡以上
	6	集会場、公会堂	階数3以上かつ1,000㎡以上
	7	展示場	階数3以上かつ1,000㎡以上
	8	卸売市場	階数3以上かつ1,000㎡以上
	9	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	階数3以上かつ1,000㎡以上
	10	ホテル、旅館	階数3以上かつ1,000㎡以上
	11	賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎、下宿	階数3以上かつ1,000㎡以上
	12	事務所	階数3以上かつ1,000㎡以上
	13	老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000㎡以上
	14	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000㎡以上
	15	幼稚園、保育所	階数2以上かつ500㎡以上
	16	博物館、美術館、図書館	階数3以上かつ1,000㎡以上
	17	遊技場	階数3以上かつ1,000㎡以上
	18	公衆浴場	階数3以上かつ1,000㎡以上
	19	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	階数3以上かつ1,000㎡以上
	20	理髪店、質屋、貸衣装店、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	階数3以上かつ1,000㎡以上
	21	工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く）	階数3以上かつ1,000㎡以上
	22	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの	階数3以上かつ1,000㎡以上
	23	自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設	階数3以上かつ1,000㎡以上
24	郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物	階数3以上かつ1,000㎡以上	
2号	—	危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	政令で定める数量以上の危険物を貯蔵、処理する全ての建築物
3号	—	地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあり、その敷地が都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接する建築物	全ての建築物

表 2-2 の特定建築物の垂井町内の現状は、町と県で平成23年度に行った特定建築物の実態調査によると、表 2-3 のとおりである。

表 2-3 特定建築物の耐震化の現状

(単位：棟)

特定建築物の種類	耐震化の現状	全棟数 A=B+C	新基準建築物 B	旧基準建築物 C	耐震化の現状		耐震化されている建築物 F=B+D+E	耐震化率 G=F/A
					耐震改修実施済み D	耐震性を満たす E		
1号	防災上重要な建築物 (庁舎、病院、警察、学校、社会福祉施設等)	44	23	21	12	0	35	80%
	不特定多数の者が利用する建築物 (劇場、集会場、店舗、ホテル等)	4	2	2	0	0	2	50%
	特定多数の者が利用する建築物 (賃貸住宅、事務所、工場等)	48	24	24	4	8	36	75%
	計	96	49	47	16	8	73	76%
2号	危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	13	4	9	0	0	4	31%
3号	地震によって倒壊した場合において道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とする建築物	12	8	4	0	0	8	67%

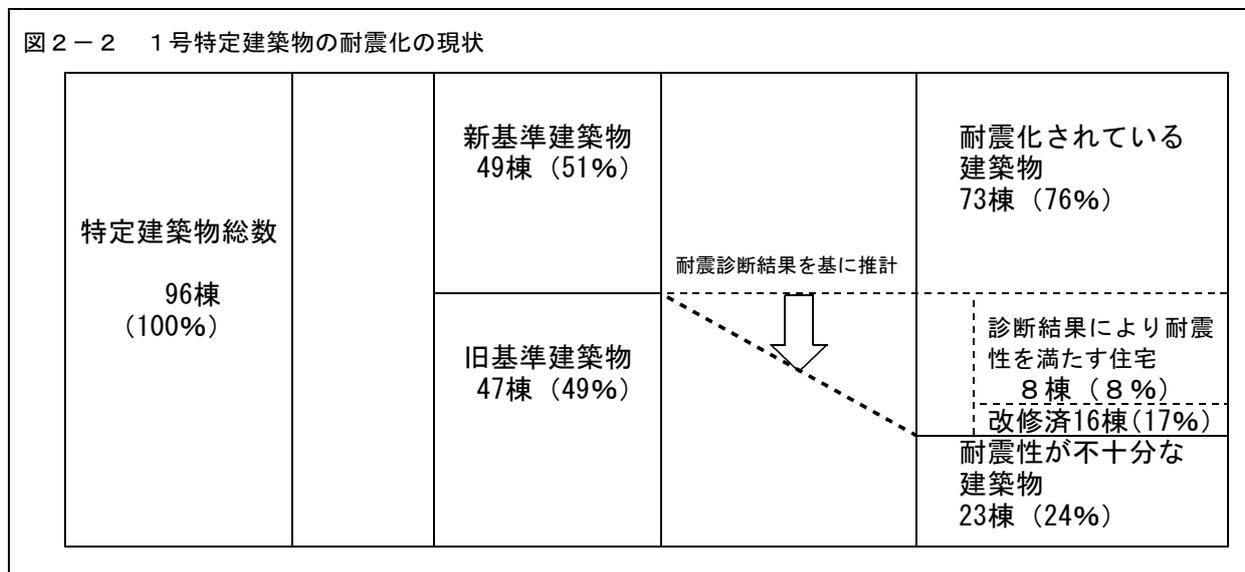
注) A~Dは実数値 Eは推計値

1号特定建築物については、「新基準建築物」が49棟（51%）、「旧基準建築物」47棟のうち「耐震改修実施済みなもの」が16棟（17%）、「耐震診断結果から耐震性を満たすもの」が8棟（8%）であることから、「耐震化されている建築物」は73棟となり、垂井町内の1号特定建築物総数96棟のうち76%が耐震化されていると推計できる。

2号特定建築物については、「新基準建築物」が4棟（31%）、「旧基準建築物」9棟のうち「耐震改修実施済みなもの」及び「耐震診断結果から耐震性を満たすもの」が0棟（0%）であることから、「耐震化されている建築物」は4棟となり、垂井町内の2号特定建築物総数13棟のうち31%が耐震化されていると推計できる。

3号特定建築物については、「新基準建築物」が8棟（67%）、「旧基準建築物」4棟のうち「耐震改修実施済みなもの」及び「耐震診断結果から耐震性を満たすもの」が0棟（0%）であることから、「耐震化されている建築物」は8棟となり、垂井町内の3号特定建築物総数12棟のうち67%が耐震化されていると推計できる。

図 2-2 1号特定建築物の耐震化の現状



2 建築物の耐震化の目標

平成7年に発生した兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）では、建築物の倒壊による「圧死」で多くの尊い命が犠牲となり、平成16年の新潟県中越地震においても人的被害は少なかったものの、多くの建築物において倒壊あるいは損壊といった被害が発生した。また、平成23年の東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）では現行基準に適合する建築物においては、揺れによる大きな被害がさほど見られなかったことから、これまでに発生した地震による経験を生かした建築物の地震対策が有効であったと考えられる。

今後も、町民の安全・安心を確保し、地震被害の軽減を図るため、建築物の耐震化を重要かつ緊急的な課題とし、総合的な建築物の耐震化対策を、計画的かつ効果的に推進していく。

これまでの町の取り組み

町では平成15年度から昭和56年以前に建築された木造住宅の耐震診断に対する補助事業を開始し、平成16年度からは耐震補強工事に対する補助事業を行っている。また、平成18年度からは耐震診断に対する補助事業の対象を全ての建築物とし、耐震補強工事に対する補助事業についても対象を広げている。

県の耐震改修促進計画（抜粋）

建築物の耐震化の目標

住宅及び特定建築物の耐震化の現状、これまでの県の取り組み、国の基本方針を踏まえ、地震による被害（死者数や経済被害額等）を半減させるために、住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率を平成27年度までに9割にすることを目標とする。

国の基本方針（抜粋）

建築物の耐震診断及び耐震改修の目標の設定

東海、東南海・南海地震に関する地震防災戦略（中央防災会議決定）において、10年後に死者数及び経済被害額を被害想定から半減させることが目標とされたことを踏まえ、住宅の耐震化率及び多数の者が利用する建築物の耐震化率について、現状の約75%を、平成27年までに少なくとも9割にすることを目標とする。（以下省略）

住宅及び特定建築物の耐震化の現状、県の耐震改修促進計画、国の基本方針を踏まえ、地震による被害（死者数や経済被害額等）を半減させるために、住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率を9割にすることを目標とする。

また、耐震化の重要性・必要性についての普及啓発、耐震化を支援する施策をより一層推進することにより、旧基準建築物の建て替え・耐震改修の促進を図る。

3 公共施設・防災拠点施設等の耐震化の現状・目標

災害時に庁舎は災害対策本部、病院は医療救護活動の拠点、警察は応急活動拠点、学校は避難収容拠点として、多くの公共施設が被災後の応急対策活動の拠点として活用されるため、公共施設の耐震化を進めることは、被災時の利用者の安全の確保、被災後の応急対策活動の拠点施設としての機能確保につながり大変重要である。

また、東日本大震災では、公共施設か民間施設であるかを問わず、庁舎、警察、病院等の防災拠点施設や避難所について、津波あるいは揺れによる建物の損傷等によって使用不能となり、震災への対応能力が喪失したケースもあることから、これらの施設については、所有者による耐震性の早期確保が重要である。

このため、公共施設・防災拠点施設の耐震化については、建物の重要度や地震発生確率を踏まえた倒壊危険度を考慮した優先順位の見直しを行うとともに、避難所にあつては、地域での避難所の耐震化状況を考慮した優先順位の見直しを行い、緊急度の高い施設から耐震化を進めることとする。

(1) 町有施設における耐震化

ア 耐震化の現状

町有施設における特定建築物（以下「町有特定建築物」という。）の耐震化の現状は、表2-4のとおりである。

表2-4 町有特定建築物の耐震化の現状

(単位：棟)

耐震化の現状 町有特定建築物の種類	全棟数 A=B+C	新基準 建築物 B	旧基準 建築物 C	耐震化された建築物 F=B+D+E		耐震化率 G=F/A
				耐震改 修実施 済み D	耐震性 を満た す E	
防災上重要な建築物 (庁舎、病院、警察、学校、社会福祉施設等)	28	12	16	9	0	75%
不特定多数の者が利用する建築物 (集会場、宿泊施設、博物館等)	2	1	1	0	0	50%
特定多数の者が利用する建築物 (賃貸住宅、事務所等)	8	4	4	0	4	100%
計	38	17	21	9	4	79%

町有特定建築物については、「新基準建築物」が17棟（45%）、「旧基準建築物」21棟のうち、「耐震改修実施済みのもの」が9棟（24%）、「耐震診断結果から耐震性を満たすもの」が4棟（10%）であることから、「耐震化されている建築物」は30棟となり、町有特定建築物総数38棟のうち79%が耐震化されているといえる。

イ 耐震診断結果の公表

町有特定建築物については、施設を利用する町民に対して耐震性の周知を行う必要があるため、耐震診断結果の公表に取り組む。

ウ 耐震化の目標

町有特定建築物については、町は特定建築物の所有者として耐震改修を行うよう努めることとされており、さらに施設所有者として「町民、施設利用者の生命（安全）」を守る責務があることから、特に耐震診断の結果「耐震性が不十分」とされた建築物について効果的な耐震化を進め、建築物の倒壊危険度及び重要度を考慮した優先順位付けを行い、特に、庁舎等の防災上重要な建築物、集会場等の不特定多数が利用する建築物等の緊急度の高い施設から計画的な耐震化を進め、財政事情等を十分考慮しつつ、平成27年度までに耐震化率を9割にすることを目標とする。

第3 建築物の耐震化の促進に係る基本的な方針

1 耐震化の課題

建築物の耐震化を促進するためには、次のような課題（耐震化を阻害する要因）に対して、適切な施策を実施していく必要がある。

建築物の耐震化を促進するための課題

- ・ 建築物の耐震化を支援する補助制度を知らない。
- ・ 補強工事にお金がかかる。また、補強の効果が信用できない。
- ・ 自分の家・建物は大丈夫だと思っている。（地震は来ないと思っている。）
- ・ 誰に頼んでいいかわからない。
- ・ 改修工事には、トラブルが多いと聞いている。
- ・ 改修に伴い、増改築を行う場合、現行基準に適合させることが要求される。
- ・ 大規模な建物では、関係者の調整が複雑。
- ・ 家族構成や生活形態などを理由に、耐震補強に踏み切れない。

2 役割分担の考え方

これまで、町では、平成7年の阪神・淡路大震災を教訓に地震防災対策を進めてきた。地震による被害を最小限にとどめるためには、町民、事業者、町及び県が相互の信頼関係に基づき、「自らの生命は自ら守る」という自助の考え方、「みんなの地域はみんなで守る」という共助の考え方及び行政が担うべき公助の考え方を基に、建築物の耐震化の促進について協働し、連携することが必要である。

町民、事業者、町及び県が危機意識を共有しつつ、それぞれの役割を自覚して、建築物の耐震化を推進していく。

（1）町民・事業者の役割

- ・ 町民及び事業者は、所有する建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るよう努める。
- ・ 町民及び事業者は、所有する特定建築物について耐震診断を行い、必要に応じ耐震改修を行うよう努める。

（2）町・県の役割

- ・ 町及び県は、連携して建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に努める。特に町にあっては、普及啓発重点地区の設定や地域特性に応じた過去の災害情報の提供など、地域の実情に応じた友好的な普及啓発に努める。
- ・ 町及び県は、建築物の所有者として自ら所有する公共建築物の耐震化に率先して取り組む。
- ・ 所管行政庁※である県は、特定建築物の所有者に対し、特定建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言を行う。
- ・ 町及び県は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、資金の融通又はあつせん、資料の提供その他の措置を講ずるよう努める。

※所管行政庁とは耐促法第2条の規定に基づき、建築主事を置く市町村又は特別区の区域については当該市町村又は特別区の長をいい、その他の市町村又は特別区の区域については都道府県知事をいう。

3 実施する事業の方針

(1) 事業の考え方

建築物の耐震化の促進のためには、自助、共助の考え方を基に地域防災対策は自らの問題、地域の問題という意識を持つことが重要であり、町民・事業者に対して、防災意識の向上と建築物の耐震化の必要性・重要性の普及・啓発に積極的に取り組む。

建築物の所有者による耐震化への取組をできる限り支援するという観点から、所有者にとって耐震化を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の実施等、耐震化の促進に必要な施策を講じる。

(2) 実施する事業

耐震化の促進のためには耐震診断等による耐震性能の把握が重要なことから、全ての建築物について適切な方法による耐震性能の把握を促進する事業を実施する。

耐震改修は、個人の財産である建築物に対して施工するものであることから、基本的に所有者の責任において実施されるべきものである。しかし、耐震化により建築物の被害が軽減されることにより、仮設住宅やがれきの減少が図られ、早期の復旧・復興に寄与すること、避難路が確保されること等から、耐震化を促進するための優遇措置として、建築物の被害が周辺住民に与える影響や町の財政状況等を考慮したうえで、耐震診断等を行った結果、耐震性が不十分であると判明した建築物について耐震性を満たすような改修を促進する事業を実施する。

特に木造住宅の耐震化を促進するため、耐震診断及び耐震改修に対する支援を継続するとともに、防災意識の向上や支援制度のPRについて、より効果的な対策を積極的に実施する。

4 重点的に耐震化を図る地域・建築物等の考え方

(1) 重点的に耐震化を図る地域

当町は、東南海・南海地震対策推進地域に指定されており、さらに内陸型地震においては多くの被害が想定されている。さらに、旧基準建築物が密集している地域や被災時に孤立する可能性がある集落、緊急輸送道路沿道、地域の地震発生確率や地盤特性などを考慮し、町内全域を「重点的に耐震化を図る地域」とする。

(2) 重点的に耐震化を図る建築物

ア 住宅については、旧基準建築物の木造住宅の過去の地震における被害状況、新基準建築物の構造種別に応じた法改正、告示基準の制定等を踏まえ、平成19年6月20日施行「改正建築基準法」の適用を受けていない全ての住宅を「重点的に耐震化を図る建築物」とする。このうち旧基準建築物に該当する木造住宅については、その耐震性について特に問題があると考えられることから「より重点的に耐震化を図る建築物」とする。

イ 1号特定建築物については多数の者が利用する建築物であり地震発生時に利用者の安全を確保する必要が高いこと、2号特定建築物については危険物を取り扱う建築物であり倒壊した場合多大な被害につながるおそれがあること、3号特定建築物については倒壊した場合道路を閉塞し多数の者の円滑な避難を妨げるおそれがあることから全ての特定建築物を「重点的に耐震化を図る建築物」とする。

このうち、庁舎や警察などの防災拠点施設、避難所に指定されている施設、要介護や児童などの災害時要援護者となる可能性がある者の利用する施設、不特定多数の者が利用する施設については、

災害時の人的被害の可能性及び応急活動への影響を考慮して「より重点的に耐震化を図る建築物」とする。

ウ 特定建築物に該当しない町有建築物についても、町民の安全の確保、地震時における応急対策活動の拠点施設や避難施設としての利用の観点から「重点的に耐震化を図る建築物」とする。

(3) 地震発生時に通行を確保すべき道路

大規模震災時には、道路・橋梁等の破損、障害物、交通渋滞等により、道路交通に支障が生じる場合が多く、また、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の災害応急対策を迅速に実施するためには、要員、物資等の緊急輸送を円滑に行う必要があり、その経路の確保が重要である。

町では、被災時の地域防災拠点・地区防災拠点を連結する道路として、そのネットワーク化（道路網の形成）を県と協働して図るため、耐促法第5条第3項第1号に基づく「建築物の倒壊によって緊急車両の通行や住民の避難の妨げになるおそれのある道路」として岐阜県耐震改修促進計画に定められた道路のうち町内に存する道路を指定し、平成27年度までに沿道の建築物の耐震化を図ることを目標とする。

5 「命」を守るための多様な取組みの推進

「木造住宅の耐震化」では、現在の建築基準法で想定する大地震動（極めて稀に発生する地震）において倒壊しないことが要求されており、地震による被害軽減のためにも耐震化の促進は非常に重要である。

しかしながら旧基準木造住宅所有者の中には、その家族構成や生活形態あるいは経済的理由など、さまざまな理由により耐震化を実施できない者もあり、これらの所有者に対しては、住宅の損傷防止だけでなく人命を守るという視点から、将来的な耐震化を前提に、部分的に損傷はするものの建物全体としては倒壊しない性能が確保されるといった簡易補強を推進することも重要である。

また、町民の多様な価値観やライフスタイルなどに対応し、町民の命を守る視点から、耐震シェルターなど、簡易補強以外の建築物に関する新たな防災手法についても検討を進める。

第4 建築物の耐震化を促進する施策

1 安心して耐震化が行える環境整備

建築物の所有者による耐震化への取り組みをできる限り支援するという観点から、所有者にとって耐震化を行いやし環境の整備や負担軽減のための制度の実施等、耐震化の促進に必要な施策を次のとおり行う。

(1) 垂井町建築物等耐震化促進事業

ア 垂井町建築物等耐震化促進事業の概要※1

旧基準建築物の木造住宅において、耐震診断に対する補助を平成15年度から、耐震補強工事に対する補助を平成16年度から県と協働で実施している。

平成18年度からは、旧基準建築物における耐震診断の補助及び旧建築物特定建築物や分譲マンションにおける耐震補強工事に対する補助を県と協働で実施している。

また、平成20年度から旧基準建築物の木造住宅の耐震診断については無料化し、さらなる耐震化の促進に取り組んでいる。

平成23年度時点の事業の概要は表4-1のとおりである。

表4-1 垂井町建築物等耐震化促進事業の概要

区分	事業名	対象建築物 (昭和56年5月31日以前着工の建築物)	補助対象 限度額	補助率※2			
				国	県	町	
木造住宅	耐震診断 (無料耐震診断)	・木造の一戸建ての住宅 (重点的に耐震化を図る建築物)	45千円 ※3	1/2	1/4	1/4	
	補強工事 補強工事	・耐震診断の結果「倒壊のおそれがある」とされた木造住宅 (より重点的に耐震化を図る建築物)	1,200千円	2/10 ※4	2.5/10	2.5/10	
建築物等	耐震診断	・一戸建て住宅以外の建築物	1,500千円	1/3	1/6	1/6	
		・木造以外の一戸建て住宅 (重点的に耐震化を図る建築物)	130千円				
	補強工事	分譲マンションに係る住宅耐震補強工事	・耐震診断の結果、平成18年国交省第185号で定める基準に適合しないとされたもの (重点的に耐震化を図る建築物)	47,300円×0.23 ×延べ面積	2/10 ※4	2.5/10	2.5/10
		特定建築物耐震補強工事	・災害時に重要な機能を果たす建築物 ・災害時に多数の者に危険が及ぶおそれのある建築物※5 (より重点的に耐震化を図る建築物)	47,300円×0.23 ×延べ面積	1/2	1/4	1/4
		・緊急輸送道路沿道の建築物	47,300円 ×延べ面積	1/3	1/6	1/6	

※1 実施主体は町とし、県はその費用の一部を間接補助。表4-1に掲げるメニューを実施

※2 補助率は上限である。

※3 委託料

※4 県において社会資本整備総合交付金における効果促進事業として実施可能な場合に限る。

※5 国の補助要綱に適合するもののみを対象とし、耐促法における特定建築物とは異なる。

イ 垂井町建築物等耐震化促進事業の実施状況

これまでの事業の実績は表４－２のとおりである。

表４－２ 耐震化に係る補助の状況

(単位：件)

補助事業の種類	年度								
	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
木造住宅耐震診断補助事業	1	3	3	2	1	20	8	20	18
木造住宅耐震補強工事費補助	－※	1	0	1	0	0	1	1	1
建築物耐震診断事業費補助	－	－	－	0	0	0	0	0	0
分譲マンション耐震補強工事補助	－	－	－	0	0	0	0	0	0
特定建築物耐震補強工事費補助	－	－	－	0	0	0	0	0	0

※「－」は事業を未実施

ウ 町民要望に対する的確な対応

東日本大震災以降、町民の地震対策への関心は高まっており、この機を逃さず建築物の耐震化につなげることが重要である。耐震診断や耐震補強などの耐震化に係る経済的負担を軽減するための補助金については、町民の要望に応えられるよう国や県に対し要望し的確な対応に努める。

エ 補助事業の活用促進を図るための取組

建築物の耐震化補助制度については、その積極的な活用が図られ、耐震化の一層の促進に資するよう、耐震化の進捗状況、所有者・地域の特性、町や県などの財政状況などを総合的に勘案して、必要に応じ制度の見直しを行う。

(2) 自治会等との連携

地震防災対策では、「みんなの地域はみんなを守る」という共助の考え方が重要である。自治会等は地域の災害時対応において重要な役割を果たすほか、平常時においても地震時の危険箇所の点検や耐震化の啓発活動を行うことが期待される。また、地域に密着した専門家や自主防災組織の育成、NPOとの連携等幅広い取り組みが必要である。

県による各種情報の提供、専門家の派遣等必要な支援の下に、町はこのような地域の取り組みを支援する施策を講じる。

2 耐震化に関する啓発及び知識の普及

建築物の耐震化の促進のためには、自助、共助の考え方を基に地域防災対策は自らの問題、地域の問題という意識を持つことが重要であり、町民・事業者に対して、防災意識の向上と建築物の耐震化の必要性・重要性の普及・啓発に積極的に取り組みます。

(1) 相談体制の整備

ア 岐阜県木造住宅耐震相談士の養成

安心して木造住宅の耐震診断及び耐震改修を進めるため、診断・改修に関する適切な知識を有する「身近に気軽に相談できる専門家」として、県が養成する「岐阜県木造住宅耐震相談士」（以下「相談士」という。）を活用する。

なお、相談士の名簿については、補助制度を行う窓口において閲覧できることとしており、さらに、相談士の制度について無料相談会等で周知を図っている。

イ 建築相談窓口

町民が気軽に建築物に係る相談ができるよう、「建築相談窓口」を設置し、地震対策を始めとした建築物に係る相談窓口として、町民からの相談に応じている。

また、建築物の設計・施工について豊富な知識と経験を持つ建築関係団体においても建築相談窓口として町民の相談に応じており、今後も、耐震化に係る技術、補助制度、融資制度等を含めた建築物等の地震対策について、町民の相談に積極的に応じていく。

ウ 木造住宅の耐震診断・耐震改修に係る無料相談会

町や関係団体が開催する各種催事において、耐震化の普及・啓発、各種相談に対応するため、県からの専門家の派遣により、木造住宅の耐震化に関する無料相談会を開催する。

(2) 情報提供の充実

ア パンフレットの作成・配布

町は、町民向けの相談会、パンフレット、インターネット、広報等により建築物の耐震化について町民への普及・啓発に取り組んできた。

今後も県及び建築関係団体と連携して耐震化等に関する情報提供を行い、各種補助制度、融資制度並びに耐震化の必要性・重要性について啓発する。

また、住宅設備の更新や、バリアフリーリフォーム（高齢者向け住宅改修）等の機会を捉えて耐震改修の実施を促すことが重要で効果的であるため、リフォーム等とあわせて耐震改修が行われるよう普及・啓発を図る。

イ 各種広報媒体を活用した周知

新聞広告やテレビCM、インターネット等を活用し、広く町民に対し制度の周知、耐震化の普及・啓発を実施する。

町広報、自治会回覧板を活用した普及・啓発を実施する。

ウ 耐震化に係る説明会の開催

自治会単位等で開催される説明会、講習会等へ県から講師を派遣し、耐震化に係る情報提供を行う。

エ 耐震啓発ローラー作戦の実施

木造住宅の耐震診断費用の無料化（平成20年度から）、補強工事への支援の要件緩和等、より活用しやすい補助制度とするための見直しを行ったが耐震化促進事業の活用実績は十分とはいえない。

このため、主に旧基準木造住宅が密集する地域などを対象に、木造住宅の耐震化促進に資するよう、戸別訪問による耐震化の重要性・緊急性の周知と地域ぐるみの地震対策につながるよう地域の実情に応じたきめ細やかな普及啓発を行う。

オ 普及啓発重点地区の選定

近い将来発生が予測されている東海・東南海・南海地震による被害の軽減を図るためには、限られた時間の中で効率的に建築物の耐震化を促進する必要がある。

このため、町においては旧基準建築物の密集地や被災時に孤立する可能性のある集落、緊急輸送道路沿道、地震発生確率や地盤特性など地域の特性を考慮した普及啓発重点地区の選定を行う。

カ 防災教育との連携

建築物の耐震化の重要性について幅広い世代へ周知を行うため、教育部局と連携を図り、学校における防災教育の一環としての耐震化に関する「出前講座」を実施する。

キ 地震ハザードマップの作成・公表

地震に対する注意喚起と防災意識の高揚を図るためには、町民にとって理解しやすく、発生のおそれがある地震の概要と地震による危険性の程度等を記載した地震ハザードマップ（災害予測地図）の提示が有効であることから、当町においても地震ハザードマップを作成し、公表済みである。（次ページ参照）

ク 耐震化済建築物の表示制度の導入

旧基準木造住宅のうち耐震改修を行った住宅について、耐震改修済みであることを対外的に周知することにより、耐震化未実施の住宅所有者に対する意識の向上が期待できることから、耐震改修済みである旨の表示制度導入の検討を図る。



地震ハザードマップを作成するにあたり

町では、地震による被害が大きいとされる「関ヶ原-養老断層系地震」と、切迫性の高い「複合型東海地震」を想定地震として、町で予測される震度、建物の被害状況を、平成17年3月に内閣府が策定した「地震防災マップ作成技術資料」に基き計算してマップに示しました。

マップを見て、こんなことを考えてみてください。

- 自宅のまわりの安全性
 - 「自宅や近隣の危険度はどのくらいなのか？」
 - よく行く施設や場所の安全性
 - 「通っている学校や職場の危険度はどのくらいなのか？」
- 大きな家具や家電製品の位置や設置場所などにより家中で危険なところはないか

地域の危険度マップ

地域の危険度マップとは
「地域の危険度マップ」とは、「揺れやすさマップ」で示された震度と建物損傷（木造・非木造）、建築年次別の建物種別（平成10年1月）から全棟すべ建物の割合（全棟数）を算出し、学区に1区画別の危険度を割り当てたものです。特に割合で示した地域ほど、危険度が大きく、原則的に被害を受ける建物が多いことを示しています。
なお、実際には、地震に対する建物の耐震性は建物のより異なります。そのため、危険度が低い地域であっても耐震化した建物は倒れにくく、反対に危険度の高い地域であっても老朽化した建物は全壊する可能性があります。特に古い木造建物は地震に強い傾向がありますので、危険度が低い地域であっても十分な注意が必要となります。古い木造建物にお住まいの方は、耐震診断を受け、必要に応じて耐震補強工事を行うことをお勧めします。

地域の危険度マップの凡例

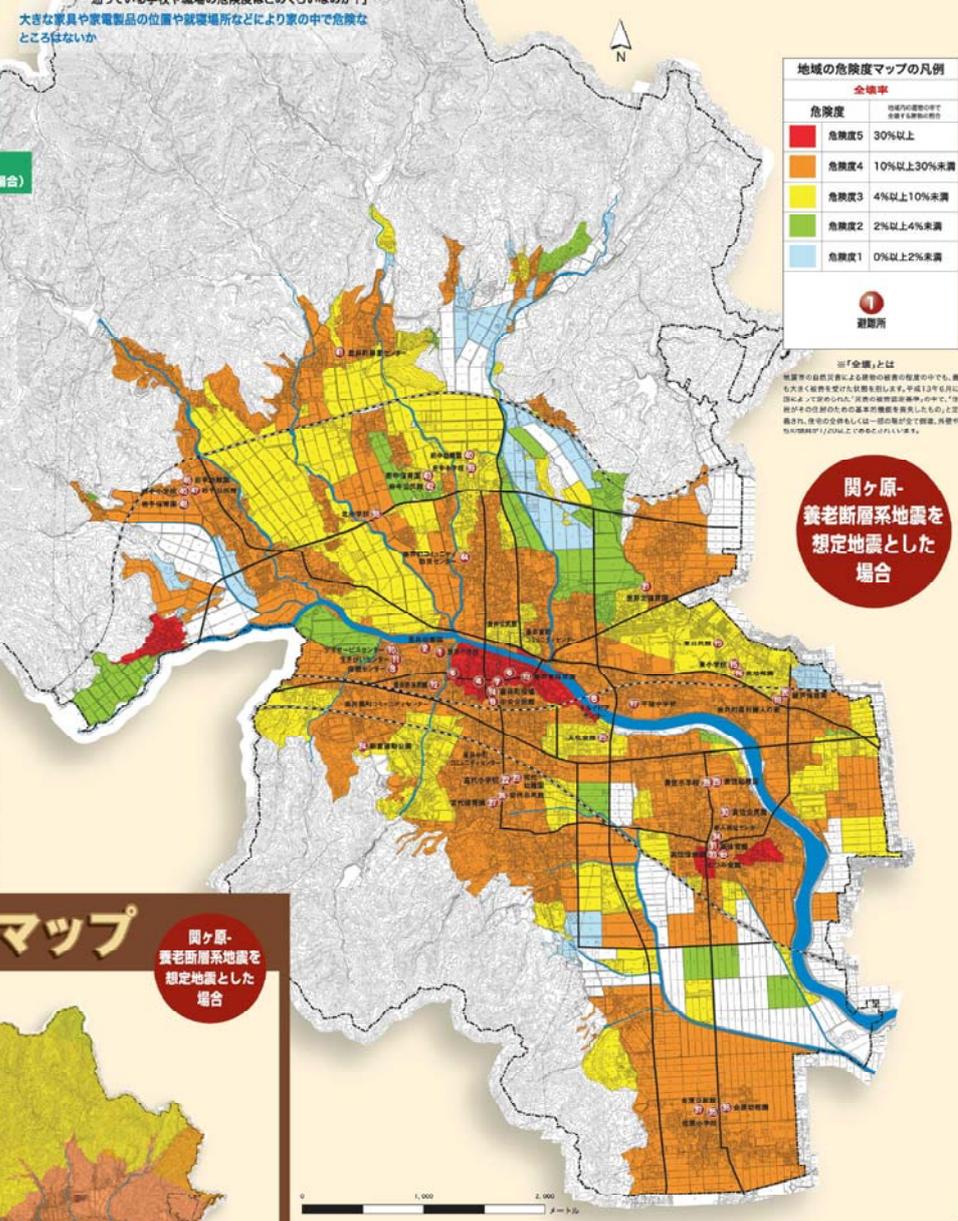
全棟率	
危険度5	30%以上
危険度4	10%以上30%未満
危険度3	4%以上10%未満
危険度2	2%以上4%未満
危険度1	0%以上2%未満

① 避難所

※「全棟」とは
地震時の自然災害による建物の被害の程度の中でも、最も大きく被害を受けられる建物とします。平成12年6月に、国土交通省の「震害の被害調査報告書」の中で、「地震がもたらす被害の割合を最も被害を受けやすいものとして、全棟」の割合を算出した一部の家が対象で、実際の被害の割合はこれよりも低くなる可能性があります。

避難所

名称	電話番号
① 藤井小学校	22-1006
② 藤井北保育園	22-1470
③ 保健センター	22-1021
④ 藤井中町コミュニティセンター	
⑤ 藤井西町コミュニティセンター	
⑥ 藤井東町コミュニティセンター	
⑦ 藤井北公民館	23-1409
⑧ クラブピアセンター	23-3746
⑨ 中央公民館	22-1019
⑩ アイサービスセンター	22-2767
⑪ 生涯がいセンター	22-3551
⑫ 藤井西保育園	22-0070
⑬ 藤井実業園	22-0217
⑭ 藤井北保育園	22-1151
⑮ 東小学校	23-2780
⑯ 東幼稚園	23-2781
⑰ 不徳中学校	22-1020
⑱ 藤井町農村婦人の家	22-3230
⑲ 中央公民館	23-0055
⑳ 鏡戸保育園	22-0019
㉑ 藤井北保育園	22-4150
㉒ 宮代小学校	22-1012
㉓ 宮代幼稚園	22-4154
㉔ 藤井実業園	23-2333
㉕ 文化会館	23-1010
㉖ 宮代公民館	22-1010
㉗ 宮代保育園	22-0693
㉘ 東海の小学校	23-1025
㉙ 東海幼稚園	22-4155
㉚ 宮代公民館	22-1011
㉛ 南保育園	22-1011
㉜ つつみ会館	
㉝ 東海保育園	23-1290
㉞ 老人福祉センター	23-2117
㉟ 中瀬小学校	23-1014
㊱ 公園幼稚園	22-3181
㊲ 公園公民館	23-0931
㊳ 北中学校	22-1004
㊴ 藤井小学校	22-1018
㊵ 藤井町実業センター	22-4156
㊶ 藤井公民館	23-2002
㊷ 藤井保育園	22-0149
㊸ 藤井町コミュニティ防災センター	23-1766
㊹ 近手小学校	22-1003
㊺ 近手幼稚園	23-1181
㊻ 近手公民館	22-1007
㊼ 近手保育園	22-0417



関ヶ原-養老断層系地震を想定地震とした場合

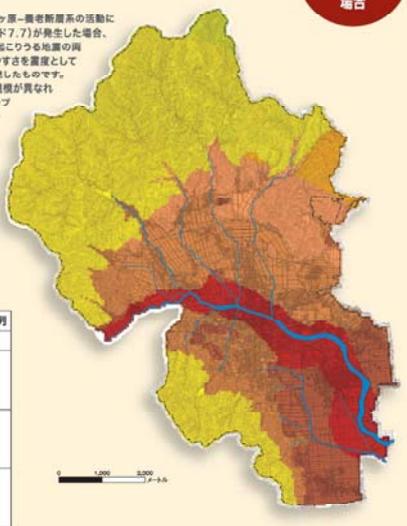
揺れやすさマップ

揺れやすさマップとは

「揺れやすさマップ」とは、関ヶ原-養老断層系の活動による地震（想定マグニチュード7.7）が発生した場合、地域の地盤の状況とそこで起こりうる地震の両面から、地域の地盤の揺れやすさを震度として評価し、50mメッシュで表現したものです。
なお、震源の位置や地震の規模が異なれば、地域の地盤の揺れやすさはマップに示した震度よりも強くなったり弱くなったりすることがあります。

揺れやすさマップの凡例

震度
6強
6弱
5強



関ヶ原-養老断層系地震を想定地震とした場合

揺れやすさマップ



地域の危険度マップ



複合型東海地震を想定地震とした場合

地域の危険度マップの凡例

全棟率	
危険度1	0%以上2%未満

3 地震時の建築物の総合的な安全対策

(1) 地震時の建築物の総合的な安全対策

これまでの地震被害の状況から、住宅・建築物の耐震化とあわせて、ブロック塀の倒壊防止対策、窓ガラス等の落下防止対策、天井の落下防止対策、エレベーターの閉じ込め防止対策、家具の転倒防止対策の必要性が指摘されている。このため、県と連携し、被害の発生するおそれのある建築物の所有者に対し、必要な措置を講じるよう指導・啓発し、地震時の総合的な建築物の安全対策を推進する。

また、防災拠点施設については被災時においても建物が使用できるよう、書架等の転倒防止対策を行うとともに、電気設備や給排水設備などの機能維持を含めた耐震性の確保やバックアップ機能の充実などについて、施設所有者に対し理解を求め普及啓発を行う。

(2) 地震に伴う宅地被害の軽減対策

地震に伴うがけ崩れ等による建築物の被害の軽減を図るため、がけ地近接等危険住宅移転事業及び住宅地地基盤特定治水施設等整備事業等の活用を促進し、敷地の安全対策を推進する。

東日本大震災では、地盤の液状化や造成地の盛土部分における地滑りなど、宅地の被害が広範囲に発生し、損傷は軽微でも使用できなくなった建築物が多くあった。

液状化現象が引き起こす宅地被害については、国レベルでの技術検討を注視しつつ、当面は県が実施する「液状化危険度調査^(注)」の活用など、きめ細やかな周知と教育に取り組むこととする。

また、がけ近接地、液状化の恐れのある地域や盛土造成地等における宅地被害への備えとして、擁壁や法面、敷地排水施設の点検、生活物資の備蓄、宅地防災工事の実施などの事前対策の周知を行う。

(注) 液状化危険度調査とは

岐阜県では、東海地震、東南海地震等の被害想定調査を実施し、揺れによる被害のほか、液状化危険度調査も実施し、県内すべての地域の地盤データに基づき液状化危険度（PL値）を公表している。なお、液状化危険度調査については、岐阜県震災対策検証委員会からの提言に基づき、従来よりも精度の高い（揺れの時間を考慮した）調査の見直しが予定されている。

第5 指導・勧告又は命令等に関する事項

1 所管行政庁との連携

建築物の耐震化の促進を図るためには、所管行政庁の耐震化に係る効果的な指導を行うことが重要である。そのため、当町においての所管行政庁である岐阜県と十分連絡調整を図りながら指導等を進めていく。

第6 建築物の耐震化の推進に関する事項

1 計画の推進体制

県、市町村、関係機関及び建築関係団体等で組織する「岐阜県建築物地震対策推進協議会」を活用し、耐震化への取り組みの情報交換や実施対策の検討などで連携を図り、全県下一丸となって建築物の耐震化を推進する。